

| |
|--|
| <p>(関連分野) 定住外国人への日常生活支援</p> |
| <p>(事業の名称) 定住外国人の子弟に対する日本語教育等の支援</p> |
| <p>(関係省庁名) 文化庁</p> |
| <p>事業の概要</p> <p>(事業内容) 定住外国人の親や子供の日本語能力の向上を図るため、一定の日本語能力を有する日系ブラジル人等の定住外国人を指導者等（補助を含む）として活用した日本語教室を開設する。</p> <p>(必要な人員・雇用数等) 本事業での日本語指導者等については、一定の日本語能力を有することが望ましい。</p> <p>(委託費水準) 雇用を行う人材に応じて、地方公共団体が自由に設定。</p> |
| <p>(事業展開に必要となる事項・規制緩和など) 制度改正を要する事項は特に存在しない。</p> |
| <p>(期待される効果) 定性的効果：それぞれの外国人の母語で日本語教育を行うことにより、高い学習効果が望まれるとともに、日本語学習への動機付けになり、日本語学習者の増加が見込まれる。</p> |
| <p>(先行事例) 日系人等を活用した日本語教室の設置については、平成19年度より「生活者としての外国人」のための日本語教育事業で実施している。</p> |
| <p>(期間後の取扱い) 引き続き、市町村等において雇用されることが望ましい。</p> |
| <p>(関係省庁担当者連絡先) 文化庁文化部国語課 日本語教育専門官 西村泰雄 / 庶務係長 本多秀幸 電話番号：03-6734-2839 / ファックス：03-6734-3818</p> |